



2025年6月18日

会社名 塩野義製薬株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 CEO 手代木 功  
(コード番号 4507 東証プライム)  
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 京川 吉正  
TEL. 06-6209-7885

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分について

塩野義製薬株式会社（本社：大阪府中央区、代表取締役会長兼社長 CEO：手代木 功、以下「塩野義製薬」）は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」）を行うことについて決議したことをお知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処分期日	2025年7月17日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 200,400株
(3) 処分価額	1株につき2,496.5円
(4) 処分総額	500,298,600円
(5) 処分先及びその人数並びに処分株式の数	取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）2名 58,500株 執行役員（取締役兼任者は除く）15名 101,700株 組織長 55名 40,200株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2018年5月9日開催の取締役会において、当社の社外取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的に、当社の対象取締役及び当社執行役員を対象とする新たな報酬制度として、

譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）を導入することを決議しました。また、2018年6月20日開催の第153回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」）として金銭債権（以下「金銭報酬債権」）を対象取締役に対して支給することをふまえ、当社取締役の報酬総額を年額7億5,000万円以内に改定すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすること等につき、ご承認をいただきました。さらに2024年3月25日開催の取締役会において、「中期業績連動株式報酬」の対象を、取締役を兼務しない執行役員へ拡大及び組織長に導入することを決定しました。

2025年6月18日開催の160回定時株主総会において、当社の機関設計を監査等委員会設置会社に移行することが決議され、それに伴い取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額20億円以内に改定するとともに、取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く）に付与される譲渡制限付株式について、2024年9月30日を基準日として実施した当社普通株式の分割（1株につき3株）等を考慮し、普通株式年25万株を上限とすることにつき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

本制度は、一定期間継続して当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）（以下、「対象取締役」）及び取締役を兼務しない執行役員を務める事を条件とする「長期株式報酬」と、対象取締役、取締役を兼務しない執行役員及び組織長（以下「対象者」）を対象に当該条件に加えて当社の中長期的な企業価値向上に向けた業績目標の達成を条件とする「中期業績連動株式報酬」により構成されます。

対象者は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権または金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。また、本制度により当社が対象取締役に対して発行又は処分する普通株式の総数は、長期株式報酬と中期業績連動株式報酬をあわせて年250,000株以内とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象者との間において、以下の①～④等の内容を含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。

- ① 一定期間、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること。
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得すること。

- ③ 譲渡制限期間中、継続して、対象者のいずれの地位にあったこと。
- ④ 中期業績連動株式報酬については、③の条件に加え、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE：Return On Equity）その他当社の取締役会があらかじめ設定した業績目標達成度に応じた数の本株式について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること。

今回は、報酬諮問委員会での審議を踏まえた上で、本制度の目的、当社の業況、各対象者の職責の範囲、経営者報酬水準等を勘案し、各対象者の更なるモチベーションの向上を目的として、以下の様に付与することといたしました。

- ① 長期株式報酬：金銭報酬債権52,426,500円（普通株式21,000株）、金銭債権 131,815,200円（普通株式52,800株）
- ② 中期業績連動株式報酬：金銭報酬債権93,618,750円（普通株式37,500株）、金銭債権222,438,150円（普通株式89,100株）

（以下、上記①②を合計した金銭報酬債権を「本金銭報酬債権」、普通株式を「本割当株式」）

また、譲渡制限期間につきましては、2018年6月20日の取締役会決議により対象取締役等に付与された株式報酬と同様、本制度の導入目的である株主価値の共有を長期にわたって実現することを主たる目的とする長期株式報酬については30年、中期経営計画の業績目標達成に向けたインセンティブとなることを主たる目的とする中期業績連動株式報酬については3年（組織長は3年4か月）としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、当社と対象者との間で、長期株式報酬及び中期業績連動株式報酬それぞれにおいて、譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」と総称）を締結することを条件として、割当予定先である対象者72名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、本割当株式について処分を受けることとなります。本割当契約の概要は、下記3のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

- |             |                                 |
|-------------|---------------------------------|
| ①長期株式報酬     | 2025年7月17日～2055年7月16日           |
| ②中期業績連動株式報酬 | 対象取締役・執行役員 2025年7月17日～2028年8月1日 |
|             | 組織長 2025年7月17日～2028年12月1日       |

#### (2) 譲渡制限の解除条件

##### ①長期株式報酬

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を

解除する。

## ②中期業績連動株式報酬

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれかの地位にあることを条件として、本譲渡制限期間が満了した時点において対象取締役等が保有する本株式数に、中期業績連動株式報酬が対象とする期間（以下「評価期間」）における業績目標の達成度に応じて、0～100%の間で決まる解除率を乗じた株数について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。また、譲渡制限解除時に金銭報酬として譲渡制限解除時の株価換算による株式報酬額の50%を支給する。業績目標とする中期経営計画における定量目標や当社における事業上の課題等を総合的に判断し、売上収益、海外売上高CAGR、EBITDA、親会社所有者帰属持分当期利益率（ROE）、比較対象企業群における株主総利回り順位（相対TSR：Total Shareholders Return）を定量的指標として用い、ESG・コンプライアンス及び投資の状況を考慮して業績評価を実施する。譲渡制限の解除率については、評価期間終了時における各指標の達成度を総合的に判断した上で、報酬諮問委員会における審議を踏まえて、当社取締役会において決定する。

また、組織長についても譲渡制限期間中、継続して、当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員及び組織長のいずれかの地位にあることを条件として、対象取締役等と同様の解除条件をもとに譲渡制限を解除する。また、譲渡制限解除時の金銭報酬および業績評価（ただし相対TSRについては対象外）についても対象取締役等の取り扱いと同様に支給、決定する。

## (3) 譲渡制限期間中に、対象者が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

### ・譲渡制限の解除時期

#### ① 長期株式報酬

対象取締役等が、当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（死亡による退任又は退職の場合も含む）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

#### ② 中期業績連動株式報酬

対象取締役等が、当社の対象取締役及び取締役を兼務しない執行役員のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（死亡による退任又は退職の場合も含む）により退任又は退職した場合には、当該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

組織長が、当社の対象取締役、取締役を兼務しない執行役員及び組織長のいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（死亡による退任又は退職の場合も含む）により退任又は退職した場合には、当

該退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。ただし、組織長が退職を伴わず正当な事由により年度途中で退任した場合は、退任日の属する月で判断の上、1月1日もしくは7月1日を解除時期とする。

・ 譲渡制限の解除対象となる株式数

① 長期株式報酬

当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（年度毎に算出し、その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数の株式数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

② 中期業績連動株式報酬

当該退任又は退職した時点において保有する本割当株式の数（組織長の場合、退任または退職した年度に付与された株式数については、付与数を12で除した数に4月から退任又は退職日を含む月までの月数を乗じた結果得られる株式数）に、当該時点における業績目標の達成度合いの見込みに基づき算出された解除率（ただし、解除率が決定している場合は、決定された解除率）を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）とする。

なお、過年度付与分についても同様の取扱いとする。

(4) 当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記(3)で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当社は当然に無償で取得する。

(5) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象者が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象者が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象者は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

(6) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、以下の株式について組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。

また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

①長期株式報酬

当該時点において保有する本割当株式の数に、譲渡制限期間の開始月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（年度毎に算出し、その数が1を超える場合は、1とする）を乗じた数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）

②中期業績連動株式報酬

当該時点において保有する本割当株式の数に、業績目標の達成度の見込みに基づき算出された解除率を乗じた結果得られる数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる）

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づき、長期株式報酬については当社の第161期事業年度、中期業績連動株式報酬については当社の第161期～163期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された本金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2025年6月17日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である2,496.5円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上

[お問合せ先]

塩野義製薬ウェブサイト お問い合わせフォーム：

<https://www.shionogi.com/jp/ja/quest.html#3>.